【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年６月１日
【発行者名】	阪急リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員　　白木　義章
【本店の所在の場所】	大阪市北区茶屋町19番19号
【事務連絡者氏名】	阪急リート投信株式会社 取締役　　夏秋　英雄
【連絡場所】	大阪市北区茶屋町19番19号
【電話番号】	06－6376－6821
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

阪急リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本投資法人の主要な関係法人である特定関係法人の異動があるため、金融商品取引法第24条の５第４項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第１項及び同条第２項第２号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

２【報告内容】

（１）主要な関係法人（特定関係法人）の名称、資本金の額及び関係業務の概要

①　名称	阪急不動産株式会社 大阪市北区角田町１番１号　東阪急ビルディング内
②　資本金の額	12,426百万円（本書の日付現在）
③　関係業務の概要	本投資法人の資産運用会社である阪急リート投信株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に対する不動産売却情報の提供、本投資法人との間における不動産信託受益権の売買の実行及び本投資法人の保有資産の賃借

（２）異動の理由及びその年月日

①　異動の理由

本投資法人において、平成27年11月期（平成27年６月１日～平成27年11月30日）の末日から過去３年間において、本資産運用会社の利害関係人等に該当する阪急不動産株式会社との間で本投資法人が不動産信託受益権の譲渡の対価として受領した金額の合計額は、同期間中に本投資法人が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいいます。以下同じです。）及び不動産等を信託する信託の受益権の取得又は譲渡の対価として支払い、受領した金額の合計額の20%以上に相当するものであったため、阪急不動産株式会社は、特定関係法人（金融商品取引法施行令第29条の３第３項第２号に掲げる取引を行った法人）に該当していましたが、平成28年５月期（平成27年12月１日～平成28年５月31日）の末日から過去３年間においては当該基準を満たさなくなったため、特定関係法人に該当しないこととなりました。

②　変更の年月日

平成28年６月１日